

産後パパ育休中にもらえる給付金

産後パパ育休中は、以下の受給要件を満たしていれば、雇用保険から「出生時育児休業給付金」を受け取ることができます。

また、令和7年4月1日から、一定の要件を満たせば「出生後休業支援給付金」(詳しくはP.5をご参照ください。)が支給されます。

【主な受給要件】

- ①休業開始前の2年間に、賃金支払の対象となった日が11日以上ある(ない場合は就業している時間数が80時間以上の)月が12か月以上ある。
- ②産後パパ育休の取得日数を28日としたとき、休業中の就業日数が10日(10日を超える場合は80時間)以内である。
- ③28日より短い期間で取得する場合は、就業日数が②に比例した日数または時間数以内である。

【受け取れる金額の計算方法】

休業開始時の賃金日額※ × 産後パパ育休の日数 × 67%

※休業開始時の賃金日額＝休業開始前6か月間の賃金(臨時に支払われる賃金と3か月を越える期間ごとに支払われる賃金を除く)÷180

また、一定の要件を満たせば、社会保険料が免除されます。

Q3. 夫婦で育児休業を取得できるの？

「パパ・ママ育休プラス」で育児休業期間が延長されます！

両親がともに育児休業をする場合、以下の要件を満たしたときには、育児休業の対象となる子の年齢が、1歳2か月にまで延長される制度です。

【要件】

- ①配偶者が子の1歳に達する日以前に育児休業を取得していること
 - ②本人(パパ又はママ)の育児休業開始予定日が、子の1歳の誕生日以前であること
 - ③本人の育児休業開始予定日は、配偶者が取得している育児休業の初日以降であること
- なお、1人当たりの育休取得可能最大日数(産後休業含め1年間)は変わりません。



もっと知りたい! 詳しくはこちら

●育児休業制度とは(厚生労働省HP)

<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/company/system/>



●育児・介護休業法について(厚生労働省HP)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>



●育児休業等給付について(厚生労働省HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135090_00001.html

